①都道府県	②市町村名	就学援助制度問い合わせ先（広報用）					7．新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護児童生徒）																		
		①部署名	②電話番号	③e-mail	④ウェブサイト	⑤その他（SNSなど）	（１）平成３０年７月時点の貴市区町村の実施状況について（各あてはまるもの１つに○）																		（２）（１）の補足 （小学校，中学校で内容が異なる場合は分けて記載）
							＜小学校＞①　実施・検討状況について				＜小学校＞② ①でアと回答…入学前支給を導入した時期 ①でイと回答…導入開始を検討（予定）している時期				＜中学校＞③　実施・検討状況について				＜中学校＞④ ③でアと回答…入学前支給を導入した時期 ③でイと回答…導入開始を検討（予定）している時期						
							ア．入学前支給を行っている。	イ．入学前支給を行っていないが，現在検討はしている。	ウ．入学前支給を行っておらず，現在検討もしていない。	エ．その他（内容を７．（２）に記入してください。）	ア．平成２８年度（平成２９年度新入学分）以前	イ．平成２９年度（平成３０年度新入学分）	ウ．平成３０年度（平成３１年度新入学分）	エ．平成３１年度（平成３２年度新入学分）以降	オ．未定	ア．入学前支給を行っている。	イ．入学前支給を行っていないが，現在検討はしている。	ウ．入学前支給を行っておらず，現在検討もしていない。	エ．その他（内容を７．（２）に記入してください。）	ア．平成２８年度（平成２９年度新入学分）以前	イ．平成２９年度（平成３０年度新入学分）	ウ．平成３０年度（平成３１年度新入学分）	エ．平成３１年度（平成３２年度新入学分）以降	オ．未定	
21	21	21	21	20	19	1	14	6	1	0	1	13	4	1	1	14	6	1	0	2	12	4	1	1	0
長崎県	長崎市	長崎市教育委員会総務課	095-829-1191	kyou_sou@city.nagasaki.lg.jp	http://www.city.nagasaki.lg.jp/		○					○				○				○					
長崎県	佐世保市	教育委員会総務課	0956-24-1111（内線3107）	kyouik@city.sasebo.lg.jp	https://www.city.sasebo.lg.jp/kyouiku/kyouik/shochushugaku.html			○					○				○					○			
長崎県	島原市	島原市教育委員会教育総務課	0957-68-5471	kyosomu@city.shimabara.lg.jp	http://www.city.shimabara.lg.jp/		○					○				○					○				
長崎県	諫早市	諫早市教育委員会学校教育課	0957-22-1500	gakkyo@city.isahaya.nagasaki.jp	https://www.city.isahaya.nagasaki.jp		○					○				○					○				
長崎県	大村市	学校教育課	0957-53-4111（内線370）	gakkyou@city.omura.lg.jp	http://www.city.omura.nagasaki.jp		○					○				○					○				
長崎県	平戸市	平戸市教育委員会　教育総務課	0950-22-4111	kyoikusomu@city.hirado.lg.jp			○					○				○					○				
長崎県	松浦市	教育総務課	0956-72-1111	kyouikusoumu@city.matsuura.lg.jp	http://www.city-matsuura.jp		○					○				○					○				
長崎県	対馬市	対馬市教育委員会　学校教育課	0920-88-2001	gakukyou@city.nagasaki-tsushima.lg.jp	http://www.city.tsushima.nagasaki.jp/			○					○				○					○			
長崎県	壱岐市	壱岐市教育委員会教育総務課	0920-45-1202	iki-kyouiku@city.iki.lg.jp	https://www.city.iki.nagasaki.jp		○					○				○					○				
長崎県	五島市	教育委員会総務課	0959-72-7905	kyoui-soumu@city.goto.lg.jp	http://www.city.goto.nagasaki.jp/		○					○				○					○				
長崎県	西海市	西海市教育委員会教育総務課	0959-37-0077	edu-soumu@city.saikai.lg.jp	http://www.city.saikai.nagasaki.jp/		○					○				○					○				
長崎県	雲仙市	教育委員会学校教育課	0957-37-3113	gakkyou@city.unzen.lg.jp	http://www.city.unzen.nagasaki.jp/		○					○				○					○				
長崎県	南島原市	教育委員会　学校教育課	0957-73-6702	gakkyou@city.minamishimabara.lg.jp	http://www.city.minamishimabara.lg.jp		○				○					○				○					
長崎県	長与町	教育総務課	095-801-5680	kyouisoumu@nagayo.jp	http://webtown.nagayo.jp			○					○				○					○			
長崎県	時津町	時津町教育委員会教育総務課	095-882-2211		http://www.town.togitsu.nagasaki.jp/		○					○				○					○				
長崎県	東彼杵町	学校教育係	0957-46-0353	kyoui-gatukyou@town.higashisonogi.lg.jp	http://www.kyoui.higashisonogi.jp/			○							○		○							○	
長崎県	川棚町	教育委員会　教育総務係	0956-82-2064	kyoui@town.kawatana.lg.jp	http://www.kawatana.jp/yakuba/section/30_3.html		○					○				○					○				
長崎県	波佐見町	波佐見町教育委員会　教育総務係	0956-85-2034	gakkou@town.hasami.lg.jp	http://www.town.hasami.lg.jp		○					○				○					○				
長崎県	小値賀町	教育委員会教育総務係	0959-56-3838	kyouiku@town.ojika.lg.jp				○						○			○						○		
長崎県	佐々町	教育委員会	0956-62-2128	kyouiku@saza.nagasaki.jp	http://www.sazacho-nagasaki.jp			○					○				○					○			
長崎県	新上五島町	教育委員会学校教育課	0959-54-1981	kyoiku@town.shinkamigoto.nagasaki.jp	http://official.shinkamigoto.net/	http://kamigoto.jp/			○									○							

①都道府県	②市町村名	（３）①でアを選択した場合 小学校入学前の者に対する周知方法（あてはまるもの全てに○）						（４）カの内容	（５）（１）①③でアを選択した場合 支給した（する）時期（複数該当する場合は最も早い時期に○）									（６）（１）①③でウを選択した場合 入学前支給実施に向けての課題（複数可）					（７）（６）オの内容	（８）（１）①③でアを選択した場合，入学前支給後の転居等，入学時に支給対象外となった際の対応（１つ選択）			（９）（８）ウの内容	（１０）（１）①③でアを選択した場合，二重支給や支給漏れ防止のための望ましい対応
		ア．自治体の広報誌やＨＰに掲載	イ．就学時健康診断の際に案内を配布	ウ．域内の幼稚園や保育所で案内を配布	エ．域内の小中学校で案内を配布（兄弟姉妹がいる可能性があるため）	オ．民生委員やスクールソーシャルワーカーからの案内の配布	カ．その他		ア．８月以前	イ．９月	ウ．１０月	エ．１１月	オ．１２月	カ．１月	キ．２月	ク．３月	ケ．４月初旬（入学式前） ※追加	ア．予算確保が困難	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかる。	ウ．認定回数が増えるなどの事務業務量が増加する。	エ．支給後の転居などにより，二重支給や支給漏れが発生する恐れがある。	オ．その他		ア．受給者に対し，支給額の返還を求める。	イ．返還は求めず，転居先の市町村に対して，支給済みである旨を連絡する。	ウ．その他（内容を７．（９）に記入してください。）		
21	21	6	8	1	0	0	7	7	0	0	0	0	0	0	4	10	0	0	0	0	1	0	0	4	9	1	1	14
長崎県	長崎市						○	入学予定者（対象者）に案内・申請書を送付								○										○	返還は求めず，転居先の市町村から問い合わせがあれば，支給済みである旨を回答する。 ※あくまでも入学準備期に要する費用として捉えており、その条件として小中学校に入学する予定の年度の前年度の3月１日に長崎市内に住所を有する方を対象とし支給する。	自治体ごとで対応にバラつきがあるため、統一的な指針を設定する必要がある。
長崎県	佐世保市																											
長崎県	島原市		○													○									○			昨年度（Ｈ29年度）実施した際には、そのようなケースはなかったが、申請時点での保護者本人への受給確認を確実に行うことで防止できると考える。
長崎県	諫早市	○	○				○	域内の幼稚園や保育所でのポスター掲示								○								○				支給対象者のチェックを入念に行う（複数人で確認する等） 転入による新規申込者については、前住所地で支給済かどうかを確認する
長崎県	大村市	○	○													○									○			転出入があった場合は、相手先市町村に連絡をとる。
長崎県	平戸市						○	11月中に住所地に制度案内兼申請書を郵送								○									○			転入・転出があった場合については、各市町村の教育委員会間で確認を実施する。
長崎県	松浦市	○	○													○								○				他市町村と連携して、支給状況を把握する。
長崎県	対馬市																											
長崎県	壱岐市	○					○	入学決定通知に制度案内の文書と申請書を同封。								○									○			市町村間等で連絡をとりあうことが望ましい。
長崎県	五島市						○	就学通知書送付時（１月頃）に制度の案内を配布。							○									○				広報誌やHPにおいて制度の周知徹底を図る。
長崎県	西海市		○													○									○			転入・転出者については、対象市町との情報提供の実施。 入学前に未支給の新入学児童生徒については、入学後に支給。
長崎県	雲仙市	○	○												○										○			県内全域で同様の対応を実施する。
長崎県	南島原市		○												○										○			転出先（転入前）市町村との情報共有
長崎県	長与町																											
長崎県	時津町						○	個別郵送で案内を配布								○									○			返還は求めず，転居先の市町村に対して，支給済みである旨を連絡することに加え、転入者について、前住所地の入学前支給の状況を確認する等の対応が望ましいと考える。
長崎県	東彼杵町																											
長崎県	川棚町						○	入学予定者(保護者)に制度・申請書等を郵送							○									○				転入者が就学援助を行った際に転入元の教育委員会に確認する。
長崎県	波佐見町	○	○	○												○									○			自治体間の情報連携と併せて、受給証明書等を作成し、保護者から学校若しくは教育委員会へ提出してもらうなど二重チェック体制をつくる。
長崎県	小値賀町																											
長崎県	佐々町																											
長崎県	新上五島町																				○							